

<p style="text-align: center;">平成20年度 障害保健福祉関係予算案の概要</p>

厚生労働省 障害保健福祉部

～平成20年度予算案～

平成19年度予算額	9,094億円
平成20年度予算案	9,700億円
対前年度増加額	606億円
対前年度伸率	6.7%増

(参考)

障害福祉サービス関係費

(19年度予算)	(20年度予算案)	(増減)	(伸率)
4,873億円	→ 5,345億円	+472億円	(9.7%増)

— 主要事項 —

1 障害者の自立生活を支援するための施策の推進

	(19年度予算)	(20年度予算案)	(増減)	(伸率)
○ 自立支援給付(福祉サービス)	4,473億円	→ 4,945億円	+472億円	(10.6%増)
○ 地域生活支援事業	400億円	→ 400億円	±0億円	
○ 自立支援医療(公費負担医療)	1,313億円	→ 1,414億円	+101億円	(7.7%増)

2 精神障害者の地域移行を支援するための施策の推進

- 精神障害者地域移行支援特別対策事業（新規） 17億円
- 精神科救急医療体制整備事業
15億円 → 17億円 +2億円（13.3%増）
- 認知症疾患医療センター運営事業（新規） 1.9億円

3 障害者の就労を支援するための施策の推進

- 工賃倍増5か年計画支援事業
5億円 → 16億円 +11億円（220%増）

4 発達障害者支援施策の推進

- 障害保健福祉関係
8億円 → 8.4億円 +0.4億円（5.0%増）
- ※ 厚生労働省全体
9.6億円 → 10.7億円 +1.1億円（11.5%増）

5 自殺対策の推進

- 障害保健福祉関係
1.7億円 → 3.8億円 +2.1億円（124%増）
- ※ 厚生労働省全体
12億円 → 14億円 +2億円（16.7%増）

6 その他

- グループホーム等の整備促進（新規） 30億円

障害者自立支援法の抜本的見直しに向けた緊急措置

障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けて、当事者や事業者の置かれている状況を踏まえ、特に必要な事項について緊急措置を講ずる。

「特別対策」で造成した基金の活用を含め満年度ベースで310億円 *

〔平成20年度予算案〕 130億円

① 利用者負担の見直し（20年7月～） 70億円
(満年度ベースで100億円) *

- ・ 低所得世帯を中心とした利用者負担の軽減【障害者・障害児】
負担上限月額を現行の半額程度に引下げ
- ・ 軽減対象となる課税世帯の範囲の拡大【障害児】
年収約600万円未満 → 約890万円未満（3人世帯の場合）
- ・ 個人単位を基本とした所得段階区分への見直し【障害者】

② 事業者の経営基盤の強化（20年4月～） 30億円
(「特別対策」の基金の活用を含め180億円) *

- ・ 通所サービスに係る単価の引上げ
- ・ 入所サービスにおける入院・外泊時支援の拡充 等
- ・ ほかに基金事業の活用（150億円）

③ グループホーム等の整備促進（20年度～） 30億円 *

- ・ グループホーム等の施設整備に対する助成

～平成20年度予算案の概要～

1 障害者の自立生活を支援するための施策の推進

(1) 良質な障害福祉サービスの確保 4,945億円

ホームヘルプ、グループホーム、就労移行支援事業等の障害福祉サービスについて、障害福祉計画に基づき、各市町村において推進を図る。

(2) 障害児施設に係る給付費等の確保 642億円

知的障害児施設等の障害児施設において、障害のある児童に対する保護・訓練を行うために必要な経費を確保する。

(3) 地域生活支援事業の着実な実施 400億円

障害者のニーズを踏まえ、移動支援や地域活動支援センターなど障害者の地域生活を支援する事業について、市町村等における事業の着実な実施及び定着を図る。

(市町村事業)

相談支援、コミュニケーション支援、日常生活用具給付等、移動支援、地域活動支援センター 等

(都道府県事業)

専門性の高い相談支援（障害者就業・生活支援センター等）、広域的支援、サービス提供者等の育成 等

(4) 障害者に対する良質かつ適切な医療の提供 1,414億円

障害者の心身の障害の状態の軽減を図るための自立支援医療（精神通院医療、更生医療（身体障害者を対象）、育成医療（身体に障害のある児童を対象））を提供する。

(5) 障害者自立支援法の着実な施行の推進

85億円

障害者自立支援法を着実に施行するために、必要な事業を推進する。

- **障害者保健福祉推進事業** **25億円**
障害者自立支援法の着実な施行のための先駆的・革新的なモデル事業に対する助成を行い、障害者に対する保健福祉サービスの一層の充実を図る。
- **障害者就労訓練設備等整備事業** **30億円**
既存の障害者施設等が就労移行支援等の新たな障害福祉サービスを実施するために必要となる設備整備等に対する助成を行う。

(6) 障害者の社会参加の促進

28億円

視覚障害者に対する点字情報等の提供、手話通訳技術の向上、ITを活用した情報バリアフリーの促進、障害者スポーツや芸術文化活動の振興等を支援し、障害者の社会参加の促進を図る。

- **北京パラリンピック競技大会派遣等事業の実施（新規）** **83百万円**
北京パラリンピック日本代表選手団の派遣及び国内強化合宿を実施する。

2 精神障害者の地域移行を支援するための施策の推進

(1) 精神障害者地域移行支援特別対策事業の創設（新規） 17億円

受入条件が整えば退院可能な精神障害者の退院支援や地域生活支援を行う地域移行推進員を配置するとともに、地域生活に必要な体制整備を促進する地域体制整備コーディネーターを配置することにより、精神障害者の地域生活への移行を着実に推進する。

(2) 精神科救急医療体制の強化 17億円

精神障害者の地域生活を支える医療提供体制を充実させるため、24時間対応可能な情報センターの機能強化、身体合併症対応施設の確保、診療所に勤務する精神保健指定医の救急医療機関での診療協力体制の構築など、地域の実情に応じた精神科救急医療体制の強化を図る。

(3) 精神障害に対する国民の正しい理解の促進 86百万円

精神疾患や精神障害者に対する国民の正しい理解を促進するための普及啓発を推進する。

(4) 認知症疾患医療センター運営事業の創設（新規） 1.9億円

認知症の専門的医療の提供体制を強化するため、認知症疾患医療センターを創設し、鑑別診断、専門医療相談、合併症対応、医療情報提供等を行うとともに、かかりつけ医や介護サービスとの調整を行う。

3 障害者の就労を支援するための施策の推進

福祉施設で働く障害者の工賃倍増5か年計画の取り組みの推進

16億円

福祉施設等で働く障害者の工賃水準を引き上げ、障害者が地域で自立して生活することを支援するため、都道府県が策定した「工賃倍増5か年計画」に基づき実施する事業を推進するとともに、工賃水準の向上に資するための設備投資等の借入に係る債務保証への助成を行う。

障害者の「働く場」に対する発注促進税制の創設

企業が障害者の「働く場」に対する発注を前年度より増加させた場合に、一定の期間内に取得等を行った固定資産について、一定の上限の範囲内で前年度からの発注増加額と同額の割増償却を認める。

(平成20年度から24年度までの時限措置)

4 発達障害者支援施策の推進

(1) 発達障害者への支援手法の開発や普及啓発の着実な実施

6. 3億円

発達障害者の支援手法を開発するとともに、専門家の育成や普及啓発について着実に実施する。

- 発達障害者支援開発事業の推進 5. 2億円
発達障害のある子どもの成長に沿った一貫した支援ができるよう先駆的な取組を通じて発達障害者への有効な支援手法を開発・確立する。

- 発達障害者就労支援モデル事業の創設（新規） 43百万円
国立身体障害者リハビリテーションセンターにおいて、青年期発達障害者の職業的自立を図るため、関係機関等と連携して就労支援モデル事業を実施する。

- 発達障害研修事業の充実 18百万円
各支援現場における支援内容の充実を図るため、発達障害者支援に携わる職員等に対する研修を実施する。

- 発達障害情報センター機能の充実 49百万円
発達障害情報センターにおいて、発達障害に関する国内外の文献、研究成果等を集積し、全国の発達障害者支援機関等への情報提供を行うとともに、発達障害に関する幅広い普及啓発活動を実施する。

(2) 発達障害者の地域支援体制の確立

2. 1億円

発達障害者の支援を実施する地域支援体制の確立を推進する。

- 発達障害者支援センター運営事業の推進（地域生活支援事業の内数）
各都道府県・指定都市に設置する発達障害者支援センターにおいて、発達障害者やその家族などに対して、相談支援、発達支援、就労支援及び情報提供などを行う。

- 発達障害者支援体制整備事業の推進 2. 1億円
ライフステージに応じた一貫した支援を行うため、都道府県・指定都市の各圏域において、支援関係機関のネットワークを構築する。

5 自殺対策の推進

(1) うつ病等の精神疾患に関する国民の正しい理解の促進 86百万円

自殺との関係が強いとされるうつ病等の精神疾患に関する正しい理解のためのメディアを活用した広告活動、街頭キャンペーン等による普及啓発を実施する。

(2) 自殺予防に向けた人材養成の推進（新規） 1億円

うつ病の早期発見・早期治療など自殺予防に向けた人材養成を推進するために、必要な研修事業を実施する。

○ かかりつけ医うつ病対応力向上研修事業の実施（新規） 98百万円
うつ病の早期発見・早期治療につなげるため、かかりつけ医に対するうつ病の診断・治療技術の向上や医療連携等に関する研修を実施する。

○ 心理職等カウンセリング技術向上研修事業の実施（新規） 4百万円
精神科医をサポートする人材を養成し、精神科医療体制を充実させるため、医療現場に従事する心理職等を対象とした専門的な研修を自殺予防総合対策センターにおいて実施する。

(3) 自殺未遂者・自殺者遺族対策事業の実施（新規） 33百万円

自殺未遂者や自殺者遺族へのケア対策のガイドラインの普及を推進するため、医療従事者に対する研修や自殺者遺族等を対象としたシンポジウムを開催する。

(4) 自殺予防総合対策センターによる情報提供等 27百万円

自殺予防総合対策センターにおいて、国内外の情報収集、Webサイトを通じた情報提供、関係団体等との連絡調整を行うとともに、関係機関の相談員に専門的な研修を実施する。

(5) 地域での効果的な自殺対策の推進

1. 3億円

地域における先進的な自殺対策の取組を検証・推進するとともに、地域精神保健従事者に対して実践的な研修を実施する。

(6) 自殺問題に関する総合的な調査研究等の推進

3億円

※他局計上分。

自殺に至った経緯を克明に解明する研究、自殺予防に係る地域介入研究、救急部門における再発防止研究等を実施する。

6 その他

(1) 障害福祉サービス提供体制の整備 142億円

- 社会福祉施設整備費（保護施設分を含む。） 112億円
生活介護、自立訓練、就労移行支援等の障害者の日中活動等に係る事業所の整備を計画的に促進するため、社会福祉施設等施設整備費において、必要な経費を確保する。

- 障害者就労訓練設備等整備事業（再掲） 30億円
既存の障害者施設等が就労移行支援等の新たな障害福祉サービスを実施するために必要となる設備整備等に対する助成を行う。

- ※ うちグループホーム等の整備促進分（新規） 30億円
障害者の居住の場を確保するため、グループホーム等の整備に対する助成事業を創設する。

(2) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に関する医療提供体制の整備

149億円

※他局計上分を含む。

心神喪失者等医療観察法を適切に施行するため、引き続き、指定入院医療機関の確保を図るとともに、医療従事者等の研修を行うなど医療の提供体制の整備を推進する。

(3) 障害者に係る手当の給付 1,286億円

特別児童扶養手当、特別障害者手当等に必要な経費を確保する。

障害者自立支援法の抜本的な見直し に向けた緊急措置

2007年12月

障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置

- 障害者自立支援法は、施行後1年半が経過。昨年12月、改革に伴う軌みに丁寧に対応するため、国費1,200億円の「特別対策」(平成20年度まで)を決定し、利用者負担の更なる軽減や事業者に対する激変緩和措置などを実施。
- 今回、「障害者自立支援法の抜本的な見直し」に向けて、当事者や事業者の置かれている状況を踏まえ、特に必要な事項について緊急措置を講ずる。

【緊急措置】

「特別対策」で造成した基金の活用を含め満年度ベースで総額310億円 *

〔20年度予算案〕 130億円

- ① 利用者負担の見直し(20年7月実施)..... 70億円
 - ・ 低所得世帯を中心とした利用者負担の軽減【障害者・障害児】 (満年度ベースで100億円) *
 - ・ 軽減対象となる課税世帯の範囲の拡大【障害児】
 - ・ 個人単位を基本とした所得段階区分への見直し【障害者】
- ② 事業者の経営基盤の強化(20年4月実施).....30億円
(「特別対策」の基金の活用を含め180億円) *
- ③ グループホーム等の整備促進(20年度実施).....30億円 *
 - ・ グループホーム等の施設整備に対する助成

利用者負担の見直し①〔障害者〕

低所得者の負担軽減(20年7月実施)

- 低所得1及び2(非課税世帯)の障害者の居宅・通所サービスに係る負担上限月額を更に軽減。

【1月当たりの負担上限額】

- ・ 低所得1 3,750円 → 1,500円
- ・ 低所得2 6,150円 → 3,000円
(通所サービスは 3,750円 → 1,500円)

世帯の範囲の見直し(20年7月実施)

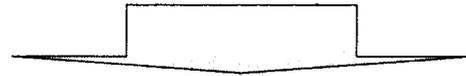
- 成人の障害者について、障害福祉サービスの負担上限額を算定する際の所得段階区分を、「個人単位」を基本として見直し、本人と配偶者のみを勘案することとする。

利用者負担の見直し②〔障害児〕

障害児を抱える世帯の負担軽減(20年7月実施)

① 「特別対策」による負担軽減措置の対象となる課税世帯の範囲拡大

(現 行): 年収600万円程度まで※(市町村民税所得割額16万円未満)



(見直し後): 年収890万円程度まで※(市町村民税所得割額28万円未満)

→ 障害児を抱える世帯の8割以上が軽減措置の対象に。

② 1月当たりの負担上限額を次のように軽減

- ・ 年収890万円程度まで※(市町村民税所得割28万円未満)の世帯が対象
- ・ 居宅・通所・入所サービス共通

【1月当たりの負担上限額(居宅・通所サービスの場合)】

- ・ 低所得1 3,750円 → 1,500円
- ・ 低所得2 6,150円 → 3,000円
(通所サービスは 3,750円 → 1,500円)
- ・ 課税世帯(年収600万円程度まで※) 9,300円 → 4,600円
- ・ 課税世帯(年収600~890万円程度まで※) 37,200円 → 4,600円

※ 3人世帯(主たる生計維持者+被扶養配偶者+障害児)の場合

* 「特別対策」による利用者負担対策は、平成21年度以降も実質的に継続。

障害福祉サービスに係る利用者負担の比較 (障害者(大人)の場合)

所得階層		通所サービス 【知的障害者通所授産施設】 (事業費約14.9万円)		ホームヘルプサービス 【月150時間(日常生活支援)】 (事業費約24万円)		入所サービス 【知的障害者更生入所施設】 (事業費約19.2万円)	
		支援費制度	障害者自立支援法 (特別対策後)	支援費制度	障害者自立支援法 (特別対策後)	支援費制度	障害者自立支援法
課税世帯	一般 (年収約800万)	26,500円	29,200円 (14,900円+14,300円)	10,300円	24,000円	53,000円	77,200円 (19,200円+58,000円)
	一般 (年収約600万)	26,500円	14,360円 (9,300円+5,060円)	7,200円	9,300円		
非課税世帯	低所得2 障害基礎年金1級 (年額約99万円、月額8.3万円)	0円	8,810円 → 6,560円 (3,750円+5,060円) ↓ (1,500円 + 5,060円)	0円	6,150円 ↓ 3,000円	49,800円	55,000円 (8,500円+46,500円)
	低所得1 障害基礎年金2級 (年額約79万円、月額6.6万円)	0円	8,810円 → 6,560円 (3,750円+5,060円) ↓ (1,500円 + 5,060円)	0円	3,750円 ↓ 1,500円	39,800円	41,000円 (0円+41,000円)

※ 括弧内は、定率負担+食費等実費負担

障害福祉サービスに係る利用者負担の比較 (障害児の場合)

所得階層		通所サービス (事業費約14.4万円)		ホームヘルプサービス 【月10時間(身体介護)】 (事業費約4万円)		入所サービス (事業費約18.6万円)	
		措置費制度	障害者自立支援法 (特別対策後)	支援費制度	障害者自立支援法 (特別対策後)	措置費制度	障害者自立支援法 (特別対策後)
課税世帯	一般 (年収約1,000万)	27,100円	28,700円 (14,400円 + 14,300円)	10,000円	4,000円	54,200円	45,000円 (18,600円 + 26,400円)
	一般 (年収約600万)	14,500円	14,360円 → 9,660円 (9,300円 + 5,060円) ↓ (4,600円 + 5,060円)	6,000円	4,000円 (上限額は9,300円) → 4,600円	29,000円	19,600円 → 10,300円 (18,600円 + 1,000円) ↓ (9,300円 + 1,000円)
非課税世帯	低所得2 (年収約99万円: 障害基礎年金1級相当)	1,100円	5,290円 → 3,040円 (3,750円 + 1,540円) ↓ (1,500円 + 1,540円)	0円	4,000円 (上限額は6,150円) → 3,000円 → 3,000円	2,200円	13,300円 → 7,000円 (12,300円 + 1,000円) ↓ (6,000円 + 1,000円)
	低所得1 (年収約79.2万円: 障害基礎年金2級相当)	1,100円	5,290円 → 3,040円 (3,750円 + 1,540円) ↓ (1,500円 + 1,540円)	0円	3,750円 ↓ 1,500円	2,200円	8,500円 → 4,500円 (7,500円 + 1,000円) ↓ (3,500円 + 1,000円)

※ 括弧内は、定率負担 + 食費等実費負担

事業者の経営基盤の強化①

緊急的な改善措置(20年4月実施)

○ 「特別対策」による従前収入の9割保障に加えて、以下の緊急措置を実施。

① 通所サービスに係る単価の引上げ

通所サービスの「利用率」を見直すことにより、単価を約4%引上げ。

② 定員を超えた受入れの更なる弾力化

通所サービスの受入れ可能人数について、

- ・ 1日当たりで定員の120%まで → 150%まで
- ・ 過去3か月平均で定員の110%まで → 125%まで

③ 入所サービスにおける入院・外泊時支援の拡充

入所サービスの利用者が入院・外泊した際、一定の支援を実施した場合に障害福祉サービス費用を支払う措置について、更に拡充。

* 障害福祉サービス費用の額(報酬)については、サービスの質の向上、良質な人材の確保と事業者の経営基盤の安定のため、21年4月に改定を実施。

事業者の経営基盤の強化②

基金の用途や事業の実施基準の見直し

○ 「特別対策」により各都道府県に造成された基金の用途や事業の実施基準を見直すことにより、以下の支援を実施。

(1) 就労支援を行う事業者への支援

一般就労への移行等を促進するため、就労継続支援事業者等が、企業等での作業を通じた支援を行った場合などに助成。

(2) 重度障害者への対応

① ケアホームにおける対応

ケアホームに重度障害者を受け入れた場合に助成。併せて、ケアホームにおいて特例的にホームヘルプを利用できる者の範囲を拡大。

② 重度訪問介護における対応

現行の基金事業(在宅重度障害者地域生活支援基盤整備事業)において、ホームヘルパーの資質の向上や求人広告に要する費用等も助成対象となることを明確化。

(3) 児童デイサービス事業への支援

就学前児童の受入れが少ない児童デイサービス事業所が、職員を加配した上で個別支援に取り組む場合に助成。

(4) 相談支援事業の拡充

社会福祉法人等が、障害者等に対する障害福祉サービスについての説明会・相談会や障害福祉サービスを利用していない障害者等の自宅訪問などの事業を行った場合に助成。

(5) 地域における施設の拠点機能に着目した事業者への支援

障害者に対する地域住民の理解や支援力を高めるなど、施設の拠点機能を高めるための活動に助成。

(6) 諸物価の高騰等への対応

諸物価高騰によるコストの増加分や事務処理コストの増加分について、事業者に対し助成。

(7) 小規模作業所の移行促進

新体系への移行を促進するなど、小規模作業所への支援。(法定事業に移行する際の基準の見直しを含む。)

(8) 視覚障害者移動支援従事者の資質の向上

視覚障害者移動支援従事者の資質の確保のため実施する研修等に助成。

(9) その他